| コーポレート・ガバナンス

■基本方針

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するために、「企業理念」に基づき、コーポレート・ガバナンスの充実に継続的に取り組みます。当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上は、さまざまなステークホルダーの協力があって初めて達成できると考えており、重要なステークホルダーとしての株主と適切に協働できるよう株主の権利を尊重し、また、すべてのステークホルダーとの有頼関係を構築することができるようステークホルダーとの対話に努めています。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方・基本方針として、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を制定しています。「コーポレートガバナンスに関する基本方針」については、J-POWERホームページをご参照ください。

https://www.jpower.co.jp/ir/ann13100.html



株主の権利・平等性の確保

株主総会における議決権をはじめとする株主の権利については、これを尊重するとともに、実質的な平等性を確保する方針です。また、少数株主にも認められている上場会社およびその役員に対する特別な権利(違法行為の差止めや代表訴訟提起に係る権利等)の行使の確保に配慮します。

株主総会

株主総会において株主が適切な判断を行うことに資する と考えられる情報については、招集通知、参考書類および 事業報告の充実を図るとともに、決算短信、適時開示、ホームページへの掲示などにより随時提供しています。

株主が株主総会議案の検討期間を十分確保し、適切に議 決権を行使することができるように、定時株主総会の招集通 知を開催日の約3週間前を目途に早期発送するとともに、そ の発送に先立ち、招集通知に記載した情報を和文・英文で インターネットで公表しています。また、株主総会開催日は いわゆる集中日を回避するよう努めています。

政策保有株式

政策保有株式については、保有意義が認められる場合を 除いて保有しません。

保有意義が認められる場合とは、保有によるリターンなどを適正に把握したうえで収益性を検証し、協働事業の展開や取引関係の維持・強化・構築など保有の狙いも総合的に勘案して、当社の持続的な成長と中長期的な価値向上につながると判断した場合としています。

また、個別の政策保有株式について、毎年取締役会において、保有目的との整合性や収益性と当社の資本コストとの見合いなどの観点から保有することの是非や合理性・必要性を確認し、保有意義が認められないと判断した銘柄については、市場への影響等配慮しつつ売却を行います。

政策保有株式の議決権については、当社および保有先企業 の中長期的な企業価値の向上の観点から十分に検討を行っ たうえで、保有目的も考慮しながら適切に行使しています。

株主・投資家の皆様とのかかわり

当社は、株主総会だけでなく、株主通信やホームページ、 株主限定会員組織である「J-POWER Shares」による情報 提供や、株主向け施設見学会、個人投資家を対象とした



株主向け施設見学会*

会社説明会、機関投資家との個別 面談を行っています。これらを通じ て、株主・投資家の皆様に当社事 業についてご理解いただくとともに、 いただいたご意見を経営で共有し、 事業運営に役立てています。

*2020年度は新型コロナウイルス感染拡大 防止のため、実施しておりません。(写真 は、2019年度に実施した松浦火力発電所 の見学会の様子)

■ コーポレート・ガバナンス体制

当社は監査役会設置会社を採用しており、独立的な観点から当社の経営の意思決定に参加する社外取締役も出席する取締役会等を通じて各取締役が相互に監督し合う体制が築かれています。

また、2019年度からは過半数の委員を独立役員とする指名・報酬委員会を設置し、取締役および経営陣幹部の指名・

報酬などについての取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化しています。

J-POWERグループのガバナンスへの取り組みについては、 J-POWERホームページの補足資料もご参照 ください。

https://www.jpower.co.jp/ir/ann51000.html

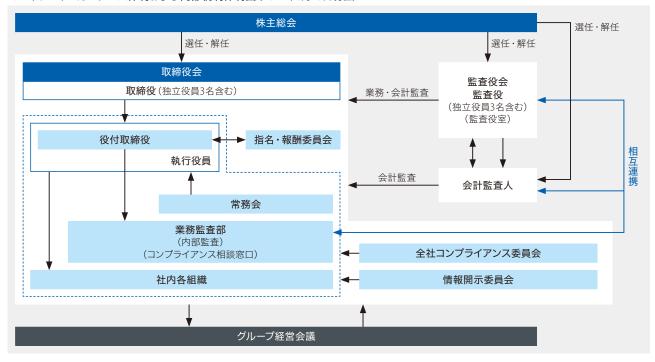


さらに、国内有数の上場企業の経営や行政実務など、経験豊富な社外監査役を含む監査役が取締役会をはじめとする会議への出席などを通じて取締役の職務の執行状況を常に経営監視しており、コーポレート・ガバナンス機能が十分に発揮できる体制であると考えています。

上記のほか、常務会を設置しています。

指名・報酬委員会構成員(2021年6月25日現在)	
独立役員 3名	社内役員 2名
委員長:梶谷社外取締役	村山代表取締役会長
藤岡社外監査役	渡部代表取締役社長
古玉牡丛 贬本尔	

コーポレート・ガバナンス体制および内部統制体制図(2021年6月25日現在)



取締役会・監査役会の構成

●取締役会の構成

取締役会は豊富な経験、高い見識、高度な専門性等を有する取締役から構成し、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性を確保することとしており、取締役の人数は14名以内としています。

また、取締役会による独立かつ客観的な経営の監督の実 効性を確保すべく、経験・見識・専門性等を考慮して、独立 社外取締役を2名以上選任するよう努めています。

現在、取締役は全13名であり、うち3名が独立社外取締役です。

●監査役会の構成

監査役会は5名以内の監査役により構成し、その半数以上は社外監査役とすることとしています。また、監査役には、財務・会計に関する十分な知見を有している者を1名以上選任することとしています*。

現在、監査役は全5名であり、うち3名が独立社外監査役です。

* 常任監査役藤岡博(独立社外監査役)は、財政・金融等の行政実務に長年携わった経験を通じ、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。また、常任監査役河谷眞一は、当社内の財務部門での経験を通じ、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。

取締役の職務執行体制

職務執行の効率性の確保

当社は、すべての取締役と監査役(社外取締役・社外監査役を含む)が出席する取締役会を原則月1回(必要に応じて随時)開催しています*。また、全役付取締役、全役付執行役員、常勤の全監査役が出席する常務会を原則毎週開催し、取締役会に付議する案件、および取締役会が決定した方針に基づく社長および副社長の業務執行のうち、全社的な重要事項および個別の業務執行に係る重要事項について審議を行っています。

* 2020年度は取締役会を12回開催しました。

コーポレート・ガバナンス

取締役会、常務会によって機能の配分を行うことに加え、 執行役員制度によって、役付取締役と執行役員が業務執行 を分担する体制を構築することで、責任と権限を明確にし、 的確かつ迅速な意思決定と効率的な会社運営を行ってい ます。

職務執行の適正性の確保

適正な業務執行を確保するために「業務監査部」を設 け、他の機関から独立した立場で内部監査を行っています。 また、各機関においても、当該機関の業務執行に関する自 己監査を定期的に実施しています。また、重要な内部監査 結果については、取締役会、監査役会、常務会等に報告す るなど、業務監査部と取締役・監査役の連携を確保してい ます。

利益相反の防止

取締役は企業理念や企業行動規範、コンプライアンス行 動指針に従い、確固たる遵法精神と倫理観に基づく誠実か つ公正な行動を率先垂範しています。また、会社が取締役 や主要株主*との間で取引を行う場合には、取締役会の承 認を受けて実施し、その結果を取締役会に報告することで、 利益相反の防止を図っています。

* 議決権10%以上の株式を保有する株主

監査役による監査

監査役は会社法に基づき設置され、取締役の職務執行の 適法性や適正性を監査しています。本店においては取締役 会をはじめとする重要会議への出席や、取締役・執行役員 等から職務執行状況の聴取を実施することなどにより監査 を行っています。現地機関や国内・海外の子会社について は往査等を実施しています。

また会計監査では、会計監査人と連携し、監査計画や監 査実施結果について定期的に報告を受け意見交換を実施 することなどにより、会計監査人の監査の方法および結果 の相当性を判断しています。

内部監査部門である業務監査部とは互いの監査計画を 調整し、期中での監査結果の情報を交換しつつ監査を実施 しております。

なお、監査役スタッフの体制については、取締役の指揮命 令系統から独立した監査役室を設置し、専任スタッフが監 査役の行う監査の補助をしています。

グループガバナンス

関係会社の管理にあたっては、当社グループの経営計画 に基づき、グループ全体としての総合的発展を図ることを基 本方針としています。関係会社の管理は社内規程に従って 行い、加えて「グループ経営会議」により、企業集団におけ る業務の適正さの充実を図っています。また、監査役およ び業務監査部が関係会社の監査を実施することで、企業集 団における業務の適正さを確保しています。

取締役会の実効性評価

当社は毎年、取締役会の実効性について分析・評価を実 施しています。

取締役会の実効性向上のため、毎月の取締役会での議論 の充実に努めるとともに、以下の取り組みを継続的に推進 しています。

- ・経営戦略に関する議論の充実
- スピードある執行の確保
- 指名・報酬委員会の活用
- ・取締役会以外の場も活用した情報提供、社外役員の発 電所等現場視察、社内役員への研修等、実質的な改善 に資する取り組み

●2020年度の取り組み

2020年度は、昨年の分析・評価において、取締役会の実 効性向上のためには、経営戦略に関する議論の充実および スピードある執行の確保が特に有効であると確認したこと を踏まえ、これらを目的とした取締役会付議事項の整理・ 運営改善を重点的に推進しました。

●評価方法

2020年度評価においては、実効性向上のための取り組み の状況や、社外役員を含む全役員に対するインタビュー・ アンケートの結果をもとに、取締役会にて議論しました。

評価のプロセス

役員へのインタビュー・アンケートの実施

取締役会による審議・評価

評価結果に基づく対応方針の策定

取り組み

●評価結果

重点的に推進した取り組みについて、付議基準の見直し や付議資料の改善等が実効性の向上に資することとなった と評価する意見が多かったこと、また、継続的に推進してい る取り組みについても、社外役員への常務会資料の提供や 付議資料の早期配布、取締役会以外の場を活用した意見 交換などにより実質的な議論の充実が図られているとの意 見等があったことを踏まえ、取締役会の実効性は十分に確 保されていると評価しました。

●2021年度の対応方針

さらなる実効性の向上のため、以下の取り組みを推進することが有効であると確認しました。

- ・取締役会の議論の質のさらなる充実
 - 議案の付議に至る経緯やその背景に対する理解促進
 - 取締役会で提起された意見・課題への対応状況の フォロー
 - 社内取締役について、常務会とは異なる視点をより 意識した議論の促進 他
- ・スピードある執行確保
 - 執行権限のさらなる見直し
 - 付議資料のさらなる改善 他

今後も、取締役会での議論の充実に努めるとともに、継続的およびさらなる取り組みの推進とこれら取り組み状況の進捗確認等を通じて、取締役会の実効性の向上に取り組んでまいります。なお、取締役会の在り方や構成等については、市場区分見直しおよびコーポレートガバナンス・コード改訂を踏まえ、今後議論することを確認しております。

社外役員

当社の社外取締役および社外監査役は、いずれも東京証券取引所の定める独立役員の要件および当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしている独立役員です。

役員の選解任

取締役会は、経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補者の指名を行うにあたっては、社長の推薦を受けて審議のうえ、経営陣幹部または取締役・監査役としてふさわしい豊富な経験、高い見識、高度な専門性等を有する人物を選任・指名します。なお、社長は、指名・報酬委員会における審議を経て、経営陣幹部と取締役候補者の推薦を行います。

取締役会は、経営陣幹部・取締役に不正または不当な行為があったとき、その他職務執行継続に著しい支障があると認められる事由が生じたときには、当該経営陣幹部・取締役の解職その他の処分について、指名・報酬委員会における審議を経て、審議のうえ決定します。

役員報酬

取締役の報酬総額については、2006年6月28日開催の第54回定時株主総会において、年額625百万円以内(役職等をもとに算定した定額の月例給および年1回の業績給。ただし、使用人兼務取締役に対する使用人分給与を除く。)と決議されており、取締役の報酬額の決定方法は本上限額の範囲内において、取締役会にて決議しています。

また、執行役員については、報酬額の決定方法は取締役会にて決議しています。

以上を踏まえ、取締役および執行役員の個人別の報酬額の決定方針について、発電所等の長期間の操業を通じて投資回収を図るという当社事業の特徴を踏まえつつ、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針として、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」別紙3において開示しております。

https://www.jpower.co.jp/ir/pdf/cg_houshin2102.pdf



監査役の報酬総額については上記の株主総会で年額120 百万円以内(役職等をもとに算定した定額の月例給)と決議されています。各監査役の報酬は、監査役間の協議により、この報酬総額の範囲内で決定しています。

役員持株会による株式の保有

当社は経営に株主等の視点を反映するとともに、長期的に株主価値の向上に努めるよう促す視点から、業務執行取締役および執行役員を対象に株式購入ガイドラインを設定し、報酬等の中から役員持株会を通じて、当社株式を毎月取得、保有することとしております。